

事務連絡  
令和5年5月30日

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課 御中  
市町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施  
及び成年後見制度利用支援事業の推進について

日頃から成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期基本計画」という。）」において、一部の市町村で適切に実施されておらず、実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がなされるとともに、国は、市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていくこととされたところです。

また、低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、第二期基本計画において、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされました。

上記を踏まえ、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業により、「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業（以下「R4調査研究事業」という。）」が実施されるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第13条第2項に基づき設置されている「成年後見制度利用促進専門家会議」のワーキング・グループにおいて、R4調査研究事業の中間報告を行った上で御議論いただき、今般、市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項の整理を行いました。

つきましては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、下記留意事項を踏まえ、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等の整備について

市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等については、R 4 調査研究事業の調査結果では、多くの市町村で整備されているものの、未整備の市町村も確認されました。市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切かつ迅速な実施及び組織的な対応を図るため、未整備市町村においては、要綱等の整備に向けた検討をお願いします。R 4 調査研究事業報告書において、ヒアリング調査を行った自治体の要綱等を掲載しているため、参考としてください。

(参考) R 4 調査研究事業報告書 P86～101、P104～108、P117～120、P126～134、P137～146、P152～165

また、同報告書において、自治体が作成した市町村長申立マニュアルを掲載しているため、これらを参考としつつ、マニュアル等の作成・周知等、適切な実施に向けた検討を行っていただくようお願いします。

(参考) R 4 調査研究事業報告書 P171～177 「成年後見制度 市町村長申立マニュアル (新潟県・新潟県社会福祉協議会)」

### 2 市町村長申立てに係る申立基準の原則を踏まえた適切な運用について

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」(令和3年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知)においてお示ししたところであり、R 4 調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる案件を本通知により円滑に調整できた事例が確認された一方で、本通知でお示しした原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認されました。

つきましては、各市町村においては、本通知の原則を踏まえた適切な運用を行うようお願いします。また、本通知の原則について各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認するとともに、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討するようお願いします。

なお、住所と居所が異なる市町村である場合のほか、例えば、グループホーム等に入居している者であって、住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が当該グループホーム等への入居前の市町村である場合についても、上記通知の申立基準の原則の考え方を踏まえて対応いただくようお願いします。

### 3 成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しについて

第二期基本計画のK P Iでは、市町村は成年後見制度利用支援事業について、令和6年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討することとされています。これまで同事業の適切な実施について繰り返し周知を図ってきたところですが、R 4 調査研

究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる事案において、一方が報酬助成の要件を限定しているために調整が難航した事例が確認されました。

各市町村においては、第二期基本計画のK P Iや上記調査結果を踏まえ、

- ・未実施市町村においては、当該事業を実施すること
- ・市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
- ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
- ・後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

について検討を行うようお願いします。

#### 4 成年後見制度利用支援事業の周知・広報について

R 4 調査研究事業において実施されたヒアリング調査において、成年後見制度利用支援事業の内容や申請書についてホームページに掲載し、周知・広報を行った結果、専門職等の理解が進み、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認された事例がありました。

各市町村においては、上記事例を参考とし、成年後見制度利用支援事業の内容等についてホームページ掲載により広く周知・広報を行うことや、関係者間で共有する仕組みの構築について検討をお願いします。

#### 5 都道府県による広域的な見地からの市町村に対する支援について

成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条においては、都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする旨が規定されています。

R 4 調査研究事業において実施されたヒアリング調査においては、都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例がありました。

各都道府県においては、上記事例や次項の好事例等を参考とし、広域的な見地からの市町村支援をお願いします。

#### 6 好事例自治体の取組について

R 4 調査研究事業では、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の全国の実施状況や好事例等の把握を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、別添のとおり参考事例集をとりまとめました。

参考事例集では、市町村の取組として、

- ・市町村長申立てを含めた適切な支援につなげる仕組の整備
- ・支援策の検討を効率的に行うためのチェックシートの作成・活用
- ・専門職へ相談・助言を受ける体制の整備

都道府県の取組として、

- ・管内市町村の状況を把握した上での個別市町村毎の伴走支援
- ・市町村長申立マニュアルやモデル要綱の作成・周知
- ・市町村職員や相談窓口を担う職員を対象とした研修の実施

等について盛り込んでいます。

各市町村及び各都道府県においては、地域の実情に応じた取組や体制整備等を検討する際の参考として御活用いただくようお願いします。

#### 【別添】

全国的な市町村長申立の適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて  
＜参考事例集＞

#### 【R 4 調査研究事業査報告書の掲載先】

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の  
推進に関する調査研究事業」報告書

一般財団法人 日本総合研究所ホームページ

[https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128\\_01.pdf](https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128_01.pdf)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室

電話：03-5253-1111（内線：3149）

E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

電話：03-5253-1111（内線：2297）

E-mail：seishin-hourei@mhlw.go.jp

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

電話：03-5253-1111（内線：3868, 3973）

E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp

令和4年度 厚生労働省老人保健健康増進等事業  
「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」

# 全国的な市町村長申立の適切な実施や 成年後見制度利用支援事業の推進に向けて ＜参考事例集＞

令和5(2023)年 3月  
一般財団法人 日本総合研究所

# <はじめに>

本事例集は、市町村長申立の適切な実施や、成年後見制度利用支援事業の推進を通じて、全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用でき、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制が整備されることを目指した研究事業の一環として、自治体（市町村、都道府県）における、取組や体制整備の事例をご紹介します。

本事業で実施した調査結果からは、総合的に（要綱、協議の場、担い手の確保、報酬等）権利擁護支援体制の整備や取組を推進している市町村は、市町村長申立てが適切に実施され、組織的な取組が定着していることが確認されました。

取組や体制整備の状況は地域によって異なりますが、本事例集が、市町村長申立の適切な実施や、成年後見制度利用支援事業の推進の参考となれば幸いです。

各自治体の事例（詳細）は弊所HPに本研究事業報告書を掲載しておりますので、ご参照ください（URL：[https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128\\_01.pdf](https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128_01.pdf)）。

## 【目 次】

### 市町村（人口規模順）

・ 東京都足立区	2
・ 大阪府東大阪市	4
・ 長野県長野市	6
・ 茨城県水戸市	9
・ 山形県山形市	10
・ 長崎県諫早市	12
・ 岡山県井原市	13

### 都道府県

・ 新潟県	16
・ 香川県	19
・ 宮崎県	21

### 【本事例集をお読みいただくにあたって】

本事例集では、各自治体の状況を反映した用語を用いているため、一部用語を混在して用いています（例「市町村長申立て」、「区長申立て」、「首長申立て」等）。ご了承ください。

# <市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等>

本研究事業では、検討委員会における議論や各種調査を通じて、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等の例を以下のように整理しました。

本事例集では、下表の整理に照らして、ヒアリング調査にご協力いただいた自治体（市町村、都道府県）における取組や体制等をご紹介します。

※都道府県の事例はp.15~を参照。

## 【市 町 村】

※本資料で紹介する取組や体制整備状況のみに○

取組例	人口 (R4.10.1現在)							
	東京都 足立区	大阪府 東大阪市	長野県 長野市	茨城県 水戸市	山形県 山形市	長崎県 諫早市	岡山県 井原市	
	690,448	480,829	369,421	270,309	240,857	133,669	38,260 <sup>※</sup>	
1	市町村の現状把握（特に地域の状況）							
2	○	○		○		○		
3	○	○	○					
4	○	○		○		○		
5	○	○			○			
6	○	○	○		○		○	
7	○	○		○	○		○	
8			○		○		○	
9			○		○			
10			○				○	
11						○		
12	担い手の確保、育成、連携							

※岡山県井原市の人口は、R4.9.30現在



## 【学びたい！主な取組や体制】

- 成年後見制度の利用や市区町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備
- 成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備
- 成年後見制度や市区町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備
- 市区町村長申立てのマニュアルやフロー図の活用、整備
- 審判確定までや後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備
- 市区町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備

【自治体基礎情報、成年後見制度利用促進に関連する庁内の体制整備状況（令和4年10月1日現在）】

人口	690,448人
65歳以上の高齢者数、高齢化率(令和4年4月1日現在)	170,618人(24.75%)
成年後見制度利用者数※(令和3年12月31日現在)	1,253人
中核機関整備状況	1箇所(直営+委託)
市町村計画策定状況	策定済み※地域福祉計画と一体的に計画
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市区町村が把握している人数。

- 成年後見制度の利用や市区町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備
- 成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備

- 平成12年10月、「足立区成年後見制度における区長の審判請求に関する手続要綱」を整備して以降、関連する要綱を整備し、関係部署・機関と連携した区長申立てに関する事務の迅速化や制度の利用を必要とする人の見落とし防止、支援者や後見人等を孤立させない一連の仕組みを、順次整備。

## 【関連する主な要綱】

- ✓ 足立区成年後見支援事業実施要綱
- ✓ 足立区成年後見制度における区長の審判請求に関する手続要綱
- ✓ 足立区成年後見審判区長申立て取扱い要領
- ✓ 足立区成年後見支援事業審判請求費用助成金交付要綱(申立助成要綱) 令和5年4月改正予定
- ✓ 足立区成年後見支援事業後見報酬費用助成金交付要綱(報酬助成要綱) 令和5年4月改正予定



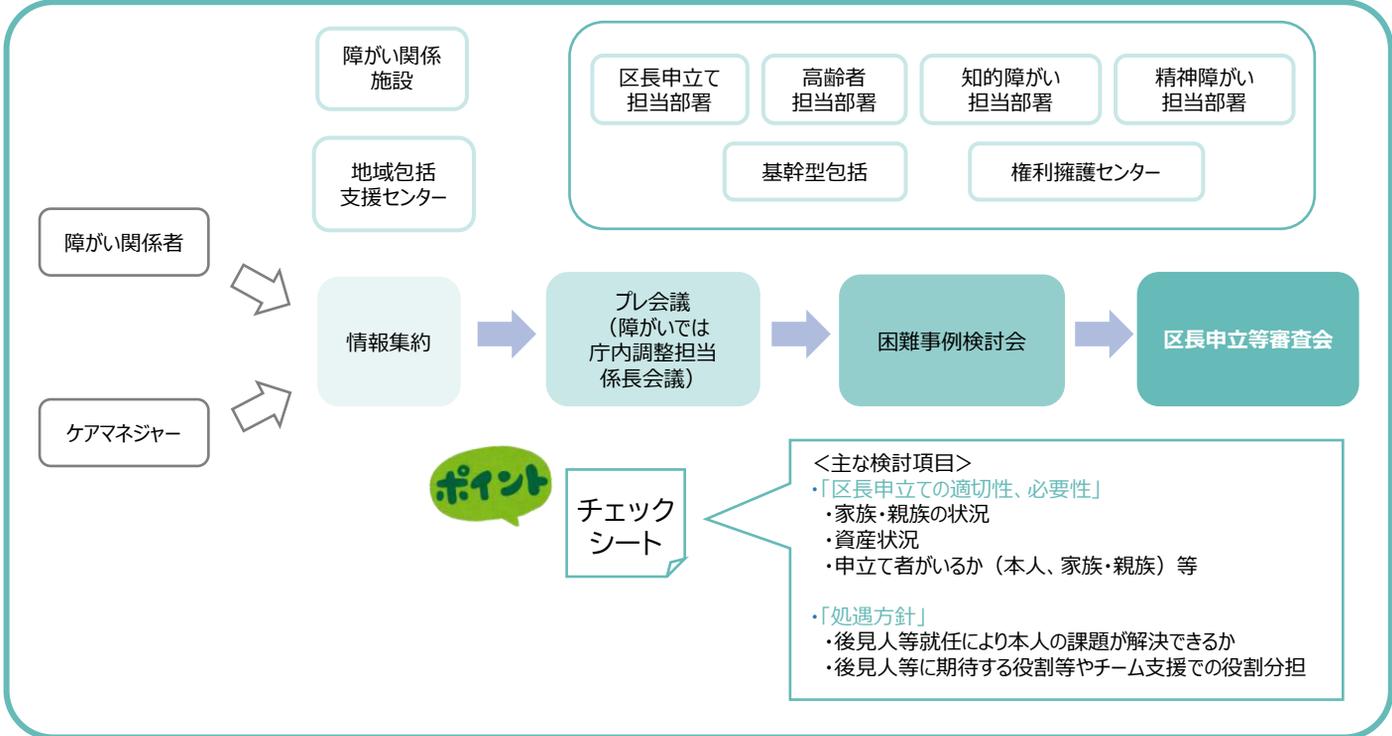
- 成年後見制度や市区町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備
- 市区町村長申立てのマニュアルやフロー図の活用、整備
- 審判確定までや後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備
- 市区町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備

- ・ 高齢者担当部署、障がい者担当部署ともに、「成年後見制度区長申立マニュアル」において**困難事例検討会、区長申立等審査会に諮る流れを仕組み化**。
- ・ 地域包括支援センターは、プレ会議に諮る前、「区長申立検討のためのチェックシート」に必要な情報を記入する。
- ・ 「プレ会議」：困難事例検討会に諮るため、関係部署・機関間で本人の現状や課題の整理、処遇方針等の情報や見通しが十分か等の確認を目的とした会議。

【例：高齢者担当部署の流れ】

- ① ケアマネジャー等から各地域包括支援センターに情報が寄せられる。
- ② 基幹地域包括支援センター（区社協）及び権利擁護センター（区社協）が加わり、プレ会議を行う。
- ③ ②で整理された内容を困難事例検討会に挙げ、区長申立ての必要性や処遇を検討する。
- ④ 区長申立審査会で、区長申立ての決定をする。

**ポイント** 「成年後見制度区長申立マニュアル」



ヒアリング調査による聞き取りをもとに事務局で整理

「成年後見制度区長申立マニュアル」の工夫

- ・ **区長申立てに関する業務の迅速化と、各部署・機関の業務内容、分担の理解促進を目的**に作成。

「区長申立検討のためのチェックシート」の工夫

- ・ **困難事例検討会で検討される項目と統一**：情報が不十分、再確認が必要という理由で事例の動きを止めることのないように。
- ・ **各地域包括支援センター職員の情報収集力、記載内容のレベルの統一、向上**
- ・ **後見人等就任後を見据えた支援内容の意識化**



## 【学びたい！主な取組や体制】

- 成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備
- 成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備
- 成年後見制度や市町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備
- 市町村長申立てのマニュアルやフロー図の活用、整備
- 審判確定までや後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備
- 市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備

### 【自治体基礎情報、成年後見制度利用促進に関連する市内の体制整備状況(令和4年10月1日現在)】

人口	480,829人
65歳以上の高齢者数、高齢化率	135,472人(28.17%)
成年後見制度利用者数※(令和3年12月31日現在)	1,106人
中核機関整備状況	1箇所(直営+委託)
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助(、任意後見)利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

- 成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備
- 成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備

- ・ 平成13年1月、「東大阪市成年後見審判申立実施要綱」を整備。市長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する内容を規定している。

### 「東大阪市成年後見審判申立実施要綱」

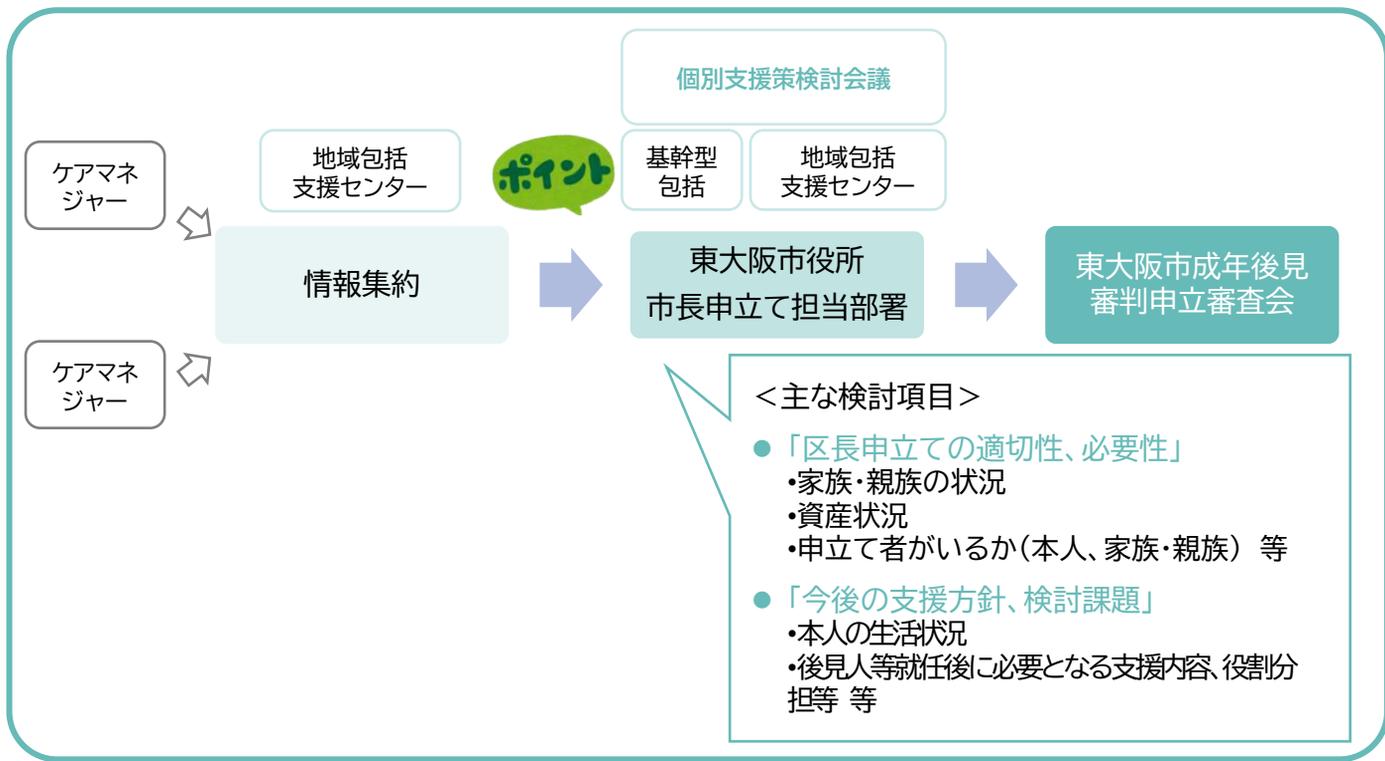


- 成年後見制度や市町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備
- 市町村長申立てのマニュアルやフロー図の活用、整備
- 審判確定までや後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備
- 市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備

- ・ 高齢者に関しては、東大阪市高齢者地域ケア会議の一環として「個別支援策検討会議」を設置。
- ・ 「個別支援策検討会議」は1つの支援機関では対応が難しい高齢者に関して、支援方策や役割分担等の検討を目的とした会議。

ポイント

### 市長申立ての必要性、適切性を検討する流れ



ヒアリング調査による聞き取りをもとに事務局で整理

### 「個別支援策検討会議」における検討事項の工夫

- ・ 「後見審判申立審査会」に諮る前に、必要に応じて当会議を開催し、高齢者への支援方針として、成年後見制度の利用や市長申立ての必要性とともに、**申立て後の生活支援に関する内容、役割分担等**も検討を行っている。

### 市長申立てに関する事務を迅速に処理するための工夫

- ・ 東大阪市成年後見審判申立審査会では、1回に審査する件数が約20件弱あり、申立てまでに時間がかかったり、審査会で審査する時間も長くなるという課題があった。
- ・ そこで、**制度の利用開始までの期間を少しでも短縮できるよう、事務処理の見直し**を実施。
- ・ 見直しの具体例：① **市長申立て業務の一部委託**
  - ✓ **申立書類の作成の一部を司法書士に委託(令和5年度～)**
- ・ 見直しの具体例：② **審査会の開催方法等の見直し**
  - ✓ **開催頻度の見直し(年5回→毎月)**
  - ✓ **開催形式の見直し(対面→書面開催(令和4年度後期から、試行的に実施))**



## 【学びたい！主な取組や体制】

- 市町村長申立てのマニュアルやフロー図の活用、整備
- 審判確定までや後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備
- 専門職(団体)から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備
- 後見人等就任後の支援チームに対するサポートや助言する仕組みの整備
- 協議会等において、取組や体制整備状況を報告する仕組みの整備

【自治体基礎情報、成年後見制度利用促進に関連する市内の体制整備状況(令和4年10月1日現在)】

人口	369,421人
65歳以上の高齢者数、高齢化率	112,210人(30.4%)
成年後見制度利用者数※(令和3年12月31日現在)	208人
中核機関整備状況	1箇所(委託)
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	事務取扱要領を整備
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	助成金交付要領を整備

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助(、任意後見)利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

- 市町村長申立てのマニュアルやフロー図の活用、整備
- 審判確定までや後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備

- ・ 市成年後見支援センターと福祉事務所で連携しながら、他法他施策の利用を含め、ケース記録(措置その他)等を活用しながら、本人にとって望ましい支援方針を決めていく。

### 【相談受付から受任調整(マッチング)】

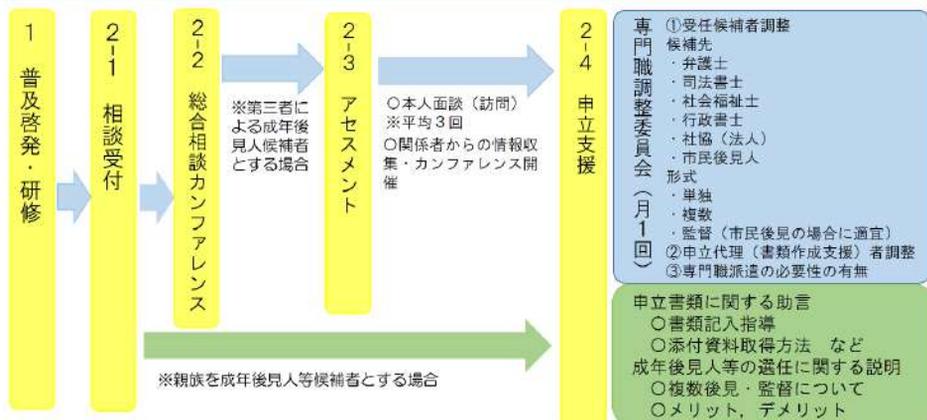
- ① 相談受付(後見等に関する相談以外に虐待に関する相談の場合もある)、成年後見支援センターにて相談受付票を作成(担当ケースワーカーが作成又は①の相談者に作成を依頼)→成年後見支援センターに送付)
- ② 総合相談カンファレンス(後見等の必要性、市長申立ての要否、財産保全の必要性、後見開始までの支援方針等について担当者間で協議)
- ③ アセスメント(成年後見支援センター職員と本人との面談(担当ケースワーカー立ち合い))
- ④ 申立て支援(受任調整会議(専門職調整委員会))

### 【受任調整からフォローアップ】

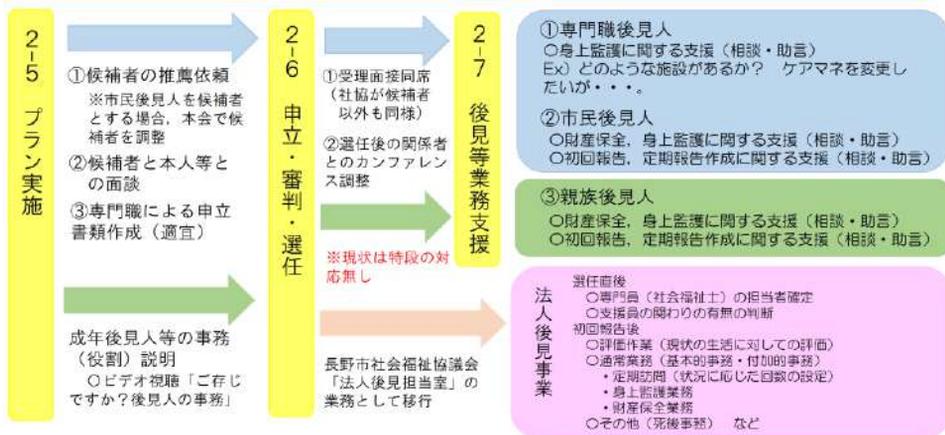
- ⑤ プラン実施(候補者の推薦依頼、候補者と本人等の面談、専門職による申立て書類作成(適宜)付)
- ⑥ 申立・審判・選任(受理面接、選任後の関係者とのカンファレンス)
- ⑦ 後見等業務支援(後見人等の種別に応じた支援の実施)

長野市成年後見支援センターにおける相談から支援までのフロー

(1) 相談受付～受任調整 (マッチング)



(2) 受任調整～フォローアップ



ヒアリング調査協力自治体からの提供

- 専門職(団体)から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備
- 後見人等就任後の支援チームに対するサポートや助言する仕組みの整備

- ・ 毎月、受任候補者、申立代理者等の調整、専門職派遣の必要性等について、受任調整会議 (専門職調整委員会) を実施。
- ・ メンバー : 弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士
- ・ 適切な候補者選定にあたっての考え方 (主なもの)
  - ✓ 家族・親族状況の有無、支援の可否
  - ✓ 家族・親族からの虐待の有無 (財産保全の必要性)
  - ✓ 成年後見人等の想定される支援内容
  - ✓ 本人の今後の生活に対する希望
  - ✓ 形成されているチームの構成及び支援方針
  - ✓ 本人・親族による申立ての可否
  - ✓ 資産状況
  - ✓ 債務整理や相続等の法的課題の有無

適切な候補者選定にあたっての考え方をを用いて検討を行うことの効果

- ・ 適切な候補者選定にあたっての考え方を整理、共有することで、**本人の課題解決及び今後必要とされる生活に必要な後見人等の候補者選任を効果的に行うことができています。**

専門職調整委員会の概要

(1) 構成メンバー

- 弁護士
- 司法書士
- 社会福祉士
- 行政書士
- 社協事務局

(2) 頻度 月1回

(3) 内容

- 候補者受任調整  
→平均5~6件/月
- 申立代理等候補者調整
- 専門職派遣の必要性の有無

後見人等候補者調整の判断基準



ヒアリング調査協力自治体からの提供

■ 協議会等において、取組や体制整備状況を報告する仕組みの整備

- 成年後見支援センターを中核機関に位置付ける際に、近隣の町村と連携中枢都市圏協定を締結して共同設置とし、合せて協議会の委員を連携市町村からの選出として広域化。
- 共同で設置した長野地域成年後見支援ネットワーク協議会からも、成年後見制度利用支援事業への取組強化（報酬助成の対象者を市町村長申立て者に制限していることからの改善）に関する意見が提出されており、これを機に町村と連携して成年後見制度利用支援事業の見直しを進めている。
- 長野地域成年後見支援ネットワーク協議会（長野市・信濃町・小川村・飯綱町）構成メンバー19名
  - ✓ 弁護士(1名)
  - ✓ 司法書士(1名)
  - ✓ 行政書士(1名)
  - ✓ 社会保険労務士(1名)
  - ✓ 税理士(1名)
  - ✓ 医師(3医師会・各1名)
  - ✓ 精神保健福祉士(1名)
  - ✓ 社会福祉士(1名)
  - ✓ 民生委員児童委員(4民児協・各1名)
  - ✓ 地域包括支援センター(1名)
  - ✓ 金融機関(1名)
  - ✓ 市民団体(NPO法人・1名)
  - ✓ 当事者団体(手をつなぐ育成会1名、障害ふくしネット1名)
  - ✓ オブザーバー:家庭裁判所書記官(1名)

広域での協議会設置、取組を推進することの効果

- 上記の仕組みにより、**本市を含む4市町村が連携して取り組む基盤が構築されており、成年後見制度利用支援事業についても連携市町村内で統一した取り扱いが可能**となっている。



## 【学びたい！主な取組や体制】

- 成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備
- 成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備
- 市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備

【自治体基礎情報、成年後見制度利用促進に関連する市内の体制整備状況(令和4年10月1日現在)】

人口	270,309人
65歳以上の高齢者数、高齢化率	72,898人(26.9%)
成年後見制度利用者数※(令和3年12月31日現在)	517人
中核機関整備状況	1箇所(直営+委託)
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助(任意後見)利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

- 成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備
- 成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備

- 平成17年1月、「水戸市成年後見等の審判の手続に関する要項市長申立てに関する要綱」を、平成22年1月、「水戸市成年後見人等報酬助成金交付要項」を整備。
- 市長申立て、成年後見制度利用支援事業の対象は、いずれも住所要件を設けておらず、**柔軟な対応が可能**となっている。

### 「水戸市成年後見人等報酬助成金交付要項」



ヒアリング調査  
協力自治体からの  
提供

- 市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備

- 茨城県の県央地区では、平成29年度から、定住自立圏(5市3町1村)で広域連携を開始。この枠組みの中で成年後見制度利用支援事業に取り組んでいたが、令和2年4月に当市が中核市へ移行したことで、現在は、いばらき県央地域連携中枢都市圏事業として実施。

### ポイント

- 広域中核機関の設置や権利擁護支援を目的とした**地域連携ネットワークの構築**のほか、**成年後見制度の普及啓発や市民後見人の養成、圏域内における市町村長申立て案件を中心とした法人後見の受任**などを実施。
- 令和4年度から、**受任候補者マッチング**会議を開始。市町村長申立て案件で後見人等の候補者がいない場合に、関係機関が集まり、受任候補者の検討が行われることで、選任までの時間短縮が図られることを期待。



## 【学びたい！主な取組や体制】

- 成年後見制度や市町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備
- 審判確定までや、後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備
- 市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備
- 専門職(団体)から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備
- 後見人等就任後の支援チームに対するサポートや助言する仕組みの整備

【自治体基礎情報、成年後見制度利用促進に関連する市内の体制整備状況(令和4年10月1日現在)】

人口	240,857人
65歳以上の高齢者数、高齢化率	73,100人(30%)
成年後見制度利用者数※(令和3年12月31日現在)	426人
中核機関整備状況	1箇所(委託)
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助(任意後見含む)利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

## ■ 成年後見制度や市町村長申立てを必要とする人を発見し、相談、適切な支援につなげる仕組みの整備

### ポイント

- ・ 高齢者の市長申立て担当部署において、市内14か所の地域包括支援センターを圏域担当制とし(職員4名が1人あたり3~4地域)、虐待ケースを含めた困難ケースについて、**すぐに状況共有できる仕組みを整備**している。
- ・ 権利擁護部会※に高齢者の市長申立て担当部署や成年後見センター(市社協)職員が出席し、地域包括支援センターによる事例対応や直面している課題等を直接聞き取り、**地域包括支援センターの権利擁護業務に関する理解を深めたり、市と地域包括支援センターとの認識の共有**を図っている。

### 市、成年後見センターと地域包括支援センター間で連携を密にしていることの効果

- ・ 成年後見制度や市長申立ての利用にとどまらない、**権利擁護業務をどのように展開できるかという意識も醸成**されている。

※「権利擁護部会」は、市内14か所の地域包括支援センターに所属する社会福祉士が組織している集まり。

- 審判確定までや、後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針の検討、共有をする仕組みの整備
  - 市町村長申立てに関する審査の機会、受任者調整会議等の整備
  - 専門職(団体)から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備
- ・ 複数の会議を通じて、権利擁護支援が必要な事例を共有する仕組みを整備している。

・ ケース検討会議(随時)

- ✓担当部署の職員(必要に応じて課長)が、事例の概要と対応方針、現状等について相談、共有する機会を設けている。
- ✓市長申立ての必要性の判断も行う。

・ ケース会議(月1回(定例))

- ✓ケース方針調整会議(受任者調整会議)に諮る事例の情報や検討事項の整理を行う。

・ ケース方針調整会議(受任者調整会議)(月1回(定例))

- ✓市長申立てが必要な事案に対して、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、市社協(法人後見)で受任候補者の検討を行う。

ケース方針調整会議(受任者調整会議)で受任者調整を行っていることの効果

- ・ 申立てから後見人等選任までの時間短縮が図れる。
- ・ **全体的見通しが立ち、支援者間での認識の共有**が可能となる(後見人等就任により解決できる課題、必要な支援等)
- ・ **市町村職員による事例対応方法の理解促進**(本人の課題解決に向けて、**市町村が行う役割(法的根拠や市町村が関与する必要性)**に気づく)

ポイント

■ 後見人等就任後の支援チームに対するサポートや助言する仕組みの整備

・ 「後見支援チーム会議」(随時)

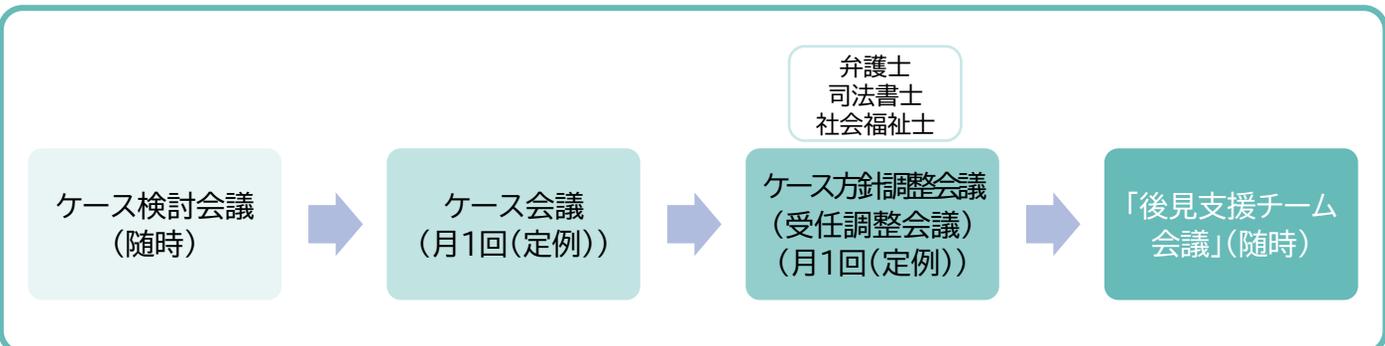
- ✓市長申立て案件について、**後見人等就任後も成年後見センターとして継続的に支援**できるよう、「**後見支援チーム会議**」を就任後に開催している。
- ✓チームとして意思決定支援を含む支援方針の共有を行ったり、課題が生じた場合、適切な支援や関係機関につなぐことができるよう、成年後見センターが調整役を担う。

「後見支援チーム会議」を整備したことによる効果

- ・ 「**継続した支援が可能**になった」、「相談先が明確になった」等の声が寄せられている。

ポイント

市長申立てに関する相談受付～支援までの流れ





## 【学びたい！主な取組や体制】

- 成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備
- 成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備
- 成年後見制度や成年後見制度利用支援事業に関する周知・広報

【自治体基礎情報、成年後見制度利用促進に関連する庁内の体制整備状況（令和4年10月1日現在）】

人口	133,669人
65歳以上の高齢者数、高齢化率	41,501人(31%)
成年後見制度利用者数※（令和3年12月31日現在）	491人
中核機関整備状況	未整備
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	未整備
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助（、任意後見）利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

- 成年後見制度の利用や市町村長申立ての要否を判断する要綱等の整備
- 成年後見制度利用支援事業の実施要綱等の整備

- ・ 平成26年3月、「**諫早市成年利用支援事業実施規定**」を整備。市長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する内容を規定している。
- ・ 報酬助成の対象者について、令和4年4月から**「市長申立て」の要件を外した**。



## ■ 成年後見制度や成年後見制度利用支援事業に関する周知・広報

- ・ 市のHPにて、報酬助成の対象拡大を周知
  - ✓ 報酬助成の対象者を「市長申立て」に限定しないこととした内容等について、**市のHPにて掲載し、その周知を図っている**。

### 市のHPで周知したことによる効果

- ・ 市のHPで周知したことにより、**後見人等を受任している専門職の方からの問い合わせや申請が徐々に増えている**。
- ・ 実際に、市長申立て以外の後見人等からの報酬助成の申請があった。対象を市長申立てに限定しないこととした効果が早々に出てきている。



## 【学びたい！主な取組や体制】

- 審判確定までや、後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針を検討、共有する機会の整備
- 市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備
- 専門職(団体)から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備
- 協議会等において、取組や体制整備状況を報告する仕組みの整備

【自治体基礎情報、成年後見制度利用促進に関連する市内の体制整備状況(令和4年10月1日現在)】

人口(令和4年9月30日現在)	38,260人
65歳以上の高齢者数、高齢化率(令和4年9月30日現在)	14,374人(37.6%)
成年後見制度利用者数※(令和4年1月4日現在)	61人
中核機関整備状況	1箇所(直営)
市町村計画策定状況	策定済み
協議会整備状況	整備済み
市町村長申立てに関する要綱整備状況	整備済み
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	整備済み

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助(、任意後見)利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

### ポイント

- 審判確定までや、後見人等就任後に必要となる支援までを見通したアセスメントの実施、支援方針を検討、共有する機会の整備
- 市町村長申立てに関する審査の機会、受任調整会議等の整備
- ・ 月1回、地域包括支援センター(直営)を中心に、「井原市権利擁護アドバイザー会議」を実施。当会議は**困難事例検討会を兼ねて**おり、かつ、**中核機関としての受任調整会議**としても位置付けている。
- ・ 参加者:弁護士、精神保健福祉士(後述)、相談支援機関(ケアマネジャー、計画相談員等)、行政職員(地域包括支援センター(直営)、障害福祉担当部署)等
- ・ 検討事項
  - ✓ 困難事例への対応方法
  - ✓ 課題の整理
  - ✓ 市長申立ての必要性の検討
  - ✓ 候補者の検討(弁護士から財産管理について、精神保健福祉士から身上保護について)
- ・ 当会議での検討結果をふまえ、各専門職団体に対する候補者推薦の打診及び家庭裁判所に対する申立て書類提出時にも資料として添付。

### 専門職、相談支援機関と事例検討、受任調整を進めることによる効果

- ・ 本人を中心とした関係者が、すぐに取り組む必要のある課題(虐待対応や財産が破綻している等)、後見人等就任後にチームとして検討する必要のある課題といったように、**緊急度や取り組む時期、役割分担を共有しながら支援方策を検討できるため、チーム意識が醸成され、一体となって支援ができる。**

## ■ 専門職(団体)から、制度の利用や市町村長申立て、虐待対応等に関する助言を受けられる関係や仕組みの整備

- 平成20年度から、専門職団体(弁護士、精神保健福祉士)とアドバイザー契約を締結している(権利擁護アドバイザー(弁護士、精神保健福祉士))。
- 成年後見制度や市長申立てが必要な事例に関する相談に限らず、地域包括支援センターから総合相談や権利擁護業務で関わる困難事例等に関し、月1回の定例の他、電話やメールで随時、相談・助言を得られる体制を整備している。

### 成年後見制度や市長申立て事例等に関する専門職への相談体制の整備効果

- 特に市町村長申立て案件については、申立て前に、財産管理及び身上保護それぞれの専門的観点から助言を得られるため、**課題に取り組む優先順位や後見人等就任後を見据えた役割分担までイメージした上で、候補者推薦の打診や申立ての準備が可能**になっている。
- アドバイザーは、地域の実情を把握している方のため、**地域の関係機関・部署、地域資源の状況にも精通し、理解した上で助言**をいただいている。

## ■ 協議会等において、取組や体制整備状況を報告する仕組みの整備

- 令和2年度から「井原市権利擁護推進会議(協議会)」を設置。令和元年度まで「井原市高齢者権利擁護推進会議」として設置していた会議体を**高齢者及び障害者の権利擁護支援体制に関する協議を行う場として拡張**。
- 消費者安全法における「消費者安全確保地域協議会」も兼ねている。

### 既存の仕組みを拡張し、運用することの効果

- 既存の仕組みを拡張し、「協議会」と「消費者安全確保地域協議会」を兼ねることで、**事務局運営やメンバーの出席時間確保等の負担が軽減**される。
- 関係者が、多様な角度から、地域で発生している課題や連携等の必要性等を認識、共有できている。

## 井原市権利擁護アドバイザー会議(受任調整)

- 公益財団法人リーガル・エイド岡山と権利擁護アドバイザー契約  
⇒アドバイザーとして**弁護士・精神保健福祉士**を派遣
- 随時相談ができる体制に加え、関係者を交え**毎月1回、事例検討会(権利擁護アドバイザー会議)を開催**
- 受任調整が必要な案件については、**弁護士から財産管理、精神保健福祉士から身上監護**、それぞれの観点で助言を受けながら、**適切な成年後見人等候補者や本人への支援方法等を協議**
- 協議結果をもとに、成年後見人等候補者の打診を実施  
⇒打診の際や裁判所へ申立て書類を提出する際、協議結果を資料として送付



## 井原市権利擁護推進会議(協議会)

- 令和元年度まで「井原市**高齢者**権利擁護推進会議」として開催  
⇒協議内容に**障がい者・消費生活相談**に関するものを拡張
- 開催頻度：年1回
- 協議内容：高齢者・障がい者の**権利擁護支援体制に関する協議**(虐待対応や**成年後見制度利用促進**、消費者被害防止、市民後見人の養成等)
- 参加者：弁護士、医師、民生委員、介護保険施設長、介護支援専門員、精神保健福祉士、警察、消防、社会福祉協議会、社会福祉事務所長、消費生活センター長、**岡山家庭裁判所職員(オブザーバー)**、地域包括支援センター、障がい福祉担当課、消費生活相談担当課
- 消費者安全法における「**消費者安全確保協議会**」も兼ねる



# <市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に関して有効と考えられる取組や体制等>

## 【都道府県】

※本資料で紹介する取組や体制整備状況のみに○

	大分類※	取組例	人口(R4.10.1現在)		
			新潟県	香川県	宮崎県
			2,152,664	958,187	1,070,491
1	実態把握	市町村の現状把握(特に地域の状況)	○		○
2	情報提供・ 情報共有・ 交流	国、都道府県の方針等の説明		○	
3		国や県が実施した調査結果、他市町村の取組状況や事例等に関する情報提供		○	○
4		財源確保のための国庫補助金等活用方法の例示			
5		市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する要綱、マニュアル、フロー図等の作成、情報提供	○		
6		管内市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり		○	○
7	調整	広域連携での取組に向けた自治体間の調整			
8		専門職団体とのネットワーク化支援	○		
9		市町村間の取組の平準化を図る調整	○	○	
10	相談支援・ 助言	市町村ごとの実情(地域資源の状況)に応じた取組や体制整備に関する相談・助言	○	○	○
11		市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施	○	○	○
12	人材育成	担い手の育成、活躍支援			

※「大分類」及び「取組例」は、『地域における持続可能な成年後見制度利用促進に向けた都道府県による市町村支援のためのガイド』（成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業、令和3年4月、一般財団法人 日本総合研究所、p.12、13）の項目をもとに、本事業の趣旨に沿うものを事務局にて整理、引用。



## 【学びたい！主な取組や体制】

- 市町村の現状把握(特に地域ごとの状況)
- 市町村間の取組の平準化を図る調整
- 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する要綱、マニュアル、フロー図等の作成、情報提供
- 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施
- 市町村ごとの実情(地域資源の状況)に応じた取組や体制整備に関する相談・助言
- 専門職団体とのネットワーク化支援

## 【自治体基礎情報、成年後見制度利用促進に関連する管内市町村の体制整備状況(令和4年10月1日現在)】

人口	2,152,664人
管内市町村数	30市町村(20市6町4村)
65歳以上の高齢者数、高齢化率	716,370人(33.7%)
成年後見制度利用者数※	5,641人
中核機関整備状況	13市町村
市町村計画策定状況	12市町村
協議会整備状況	12市町村
市町村長申立てに関する要綱整備状況	19市町村
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	28市町村

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助(、任意後見)利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

※「市町村長申立てに関する要綱整備状況」及び「成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況」は令和4年4月1日現在。

- 市町村の現状把握(特に地域ごとの状況)
- 市町村間の取組の平準化を図る調整

- 全県ニーズ調査の実施

✓平成25年度、第三者後見人の担い手不足への対応を目的に、日常生活自立支援事業と成年後見制度の一体的な取組に向けた基盤整備を進めている県社協が、全県ニーズ調査を実施(県や法テラス協力)。

✓目的と対象

- ①成年後見制度施策の状況把握⇒新潟家庭裁判所、市町村行政
- ②後見制度活用に対するニーズ把握⇒高齢者・障害者福祉施設
- ③第三者後見人の受け皿把握⇒県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会

ポイント

### 全県ニーズ調査結果の工夫及び活用

- 家庭裁判所の支部ごとに調査結果を整理し、成年後見制度の活用に関する潜在的ニーズ、首長申立てかつ第三者後見人の必要な人数、また、これらに地域格差があることを **マップにより視覚化**した。
- **全県ニーズ調査の結果を、市町村支援に入る理由や説明として活用**した。

## ■ 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する要綱、マニュアル、フロー図等の作成、情報提供

- 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する要綱、マニュアル、フロー図等の作成（マクロ的取組）
  - ✓ 前述した全県ニーズ調査により、全県的に取り組む必要性の認識が高まり、平成26年度、市町村長申立マニュアルを作成した（H26.11、その後2回改訂。県社協への委託事業）。

### ポイント

#### マニュアル作成の目的と工夫

目的:

- ✓ 市町村担当職員の市町村長申立ての実務全体の理解促進
- ✓ 迅速な事務手続きを可能とする知識・スキルの向上

内容:

- ✓ 市町村長申立てに関する実務や各種書類を掲載。
- ✓ 「市長村長申立てのフロー図」や「各種モデル要綱(「市町村長申立て」、「成年後見制度利用支援事業」)」。

「成年後見制度  
市町村長申立マニュアル」



(新潟県・新潟県社会福祉協議会、令和2年3月改訂版、<https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/attachment/210431.pdf>)

## ■ 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施

- 市町村長申立推進研修会の実施（マクロ的取組）
  - ✓ 平成26年度から、市町村長申立推進研修会も実施。

### ポイント

#### 市町村長申立推進研修会実施にあたっての工夫

レベル分け:

- ✓ 平成28年度から、基礎編と応用編に分けて開催。

対象:

- ✓ 当初から市町村担当職員に限らず、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所等の職員も対象としている。
- ✓ 市町村担当職員や第一次相談窓口機関の職員が、相互に役割分担や協力を行い、「判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域」をつくる主体として取組や体制整備を進めてほしいという思いから、研修受講対象者を広く設定した。

- 市町村ごとの現状把握(特に地域ごとの状況)
- 市町村ごとの実情(地域資源の状況)に応じた取組や体制整備に関する相談・助言
- 専門職団体とのネットワーク化支援
- 市町村間の取組の平準化を図る調整

- ・ 各市町村における「成年後見プロジェクトチーム(PT)」結成の働き掛け(ミクロ的取組)
  - ✓平成25年度から、個別の市町村の取組や体制整備の後方支援(伴走支援)を実施。

**ポイント**

PTの取組を効果的に進める上での工夫

- ・ 対象：
  - ✓ **市町村担当職員、地域包括支援センター、社会福祉協議会**(特に、取組が進んでいない、何から取り組んでいいかわからないという相談を受けた市町村)
  - ✓ アドバイザーとして、**弁護士からも協力**を得る。
- ・ ファシリテーター: 県社協
- ・ 開催頻度、支援期間: 月1回程度の開催。  
**約1年間で地域主体でやっていこうという土壌や意識が醸成**できていると感じている。

- ・ PTの組み立て: 特に重要なのは①②

- ① 地域における課題抽出・整理
- ② 事例検討
- ③ ニーズ調査の実施
- ④ 結果の分析、見える化(報告書の作成)
- ⑤ 事業化に向けた検討・協議(PT内協議 ⇒ 庁内調整)



- ①まずは、それぞれの立場で支援を必要とする人に関する認識や知識等に**違いがあることを理解!**
- ②その人や家庭が抱える課題と合わせ、**市町村の施策や地域資源の課題出しも行う!**



PTの取組を進めたことによる効果

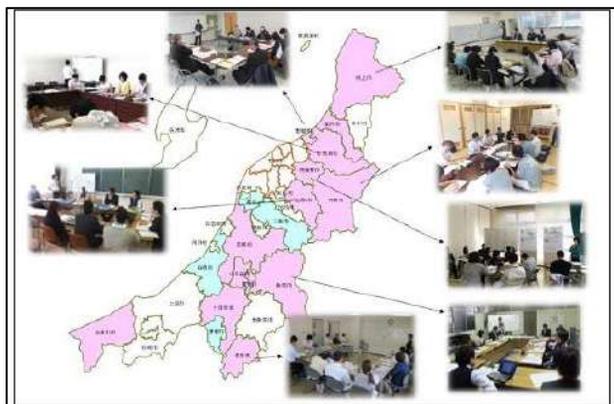
- ・ 自分たちの身近で起きている事例の解決策として、市町村長申立てという手段があることへの気づき。
- ・ 弁護士がバックアップしてくれて、いつでも相談に乗ってもらえるという安心感。
- **自分たちで取組や体制整備を行う必要性や重要性を認識し、前向きに取り組もうという機運**が高まる。

成年後見PTの内容(H25年度～)

<p>■主体: 新潟県社協</p> <p>■アドバイザー: 新潟県弁護士会</p> <p>■目的: 地域における成年後見制度の取組推進に向け、その必要性や具体的な事業化に向けた検討を関係機関とともに行っていく。</p> <p>■内容: ①地域における課題抽出・整理          ②事例検討          ③ニーズ調査の実施          ④結果の分析、見える化(報告書の作成)          ⑤事業化に向けた検討・協議(PT内協議 ⇒ 庁内調整)</p> <p style="text-align: center;"><b>狙い</b></p> <p>①法人後見団体の整備(市町村長申立事案の受け皿確保)          ②司法専門職を交えたネットワーク形成(司法と福祉・行政の繋がりがづくり)          ③市町村長申立のノウハウ提供・蓄積(市町村長申立実績「0」⇒「1」へ)</p>
--

ヒアリング調査協力自治体、社協からの提供資料

成年後見PTとして関与した自治体



- ※**桃色**箇所は、県社協事業として関わってきた自治体。
- ※**水色**箇所は、上記に加え、県委託事業として関わってきた自治体。



## 【学びたい！主な取組や体制】

- 国、都道府県の方針等の説明
- 国や県が実施した調査結果、他市町村の取組状況や事例等に関する情報提供
- 市町村間の取組の平準化を図る調整
- 市町村ごとの実情(地域資源の状況)に応じた取組や体制整備に関する相談・助言
- 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施
- 市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり

## 【自治体基礎情報、成年後見制度利用促進に関連する管内市町村の体制整備状況(令和4年4月1日現在)】

人口(令和4年10月1日現在)	958,187人
管内市町村数	17市町村(8市9町0村)
65歳以上の高齢者数、高齢化率(令和4年10月1日現在)	303,382人(31.7%)
成年後見制度利用者数※(令和4年10月1日現在)	2,052人
中核機関整備状況	16市町村
市町村計画策定状況	17市町村
協議会整備状況	12市町村
市町村長申立てに関する要綱整備状況	15市町村
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	17市町村

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助(任意後見)利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。



- 国、都道府県の方針等の説明
- 国や県が実施した調査結果、他市町村の取組状況や事例等に関する情報提供
- 市町村間の取組の平準化を図る調整
- 市町村ごとの実情(地域資源の状況)に応じた取組や体制整備に関する相談・助言

管内市町から要綱やマニュアル等の収集、整理

- ✓令和元年度から、**管内17市町の成年後見制度利用支援事業の実施要綱を集約**し、対象者、要件の内容等と比較できる**一覧表を作成**。各市町、県・市町社協、専門職団体、家庭裁判所と共有。
- ✓同じく令和元年度に、**報酬助成の対象を市町長申立てに限定していた市町に対して、見直しを検討するよう依頼**。

ポイント

管内市町における報酬助成の対象の平準化を図るために行った工夫

- ・ 説明根拠の提示
  - ✓地域支援事業実施要綱に本人申立てや親族申立ても対象である旨が明記されていることを説明。
- ・ 「できることから取り組もう」という説明
  - ✓何から取り組んでいいのかもわからない市町に対し、県と県社協とで、**要綱を見直すことも権利擁護支援の取組の一つと考えられると説明**。
- ・ 県内市町の取組状況の継続的な共有
  - ✓全市町の取組状況を取りまとめた**一覧表を毎年更新**。市町等と共有。



取組を進めたことによる効果

- ・ **県内全市町で報酬助成の対象者を市町長申立て者に限定しない要綱に改正(令和4年4月1日時点)**。
- ・ 各市町担当者が主体的に成年後見制度利用促進や権利擁護支援について考えるきっかけの一つになった。

- 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施
- 市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり

- ・ 成年後見制度や市町長申立てに関する理解を深めるための、事例をもとにした研修の実施
  - ✓令和4年8月、成年後見制度や市町長申立てに関する理解を深めるための研修を開催(県社協が研修の企画、運営の中心を担当)

ポイント

研修の企画、運営にあたっての工夫

- ・ 受講対象者
  - ✓**市町担当職員と、第一次相談窓口や法人後見を担う市町社協職員を対象**。
  - ✓オブザーバーとして、**家庭裁判所や専門職も参加**。
- ・ 全ての市町に事例提供を依頼
  - ✓各市町で対応した事例の「概要」、「成年後見制度の利用が必要な理由や申立ての必要性」、「対応の結果」、「悩んだこと」の記入、提出を依頼
- ・ 研修の組み立て
  - ✓各市町から提出された事例から、多くの自治体の悩んだことをテーマ別に分類。
  - ✓今後の対応における検討事項や留意点等について**講師からの解説や、市町職員同士で意見交換しあう**研修の組み立てとして展開。



研修の企画、運営に工夫を凝らしたことによる効果

- ・ 市町職員にとって求められている、**本人の生活を支援する必要性や、法的根拠や市町が関与する必要性等を市町職員同士が学びあう機会**にもなっている。



## 【学びたい！主な取組や体制】

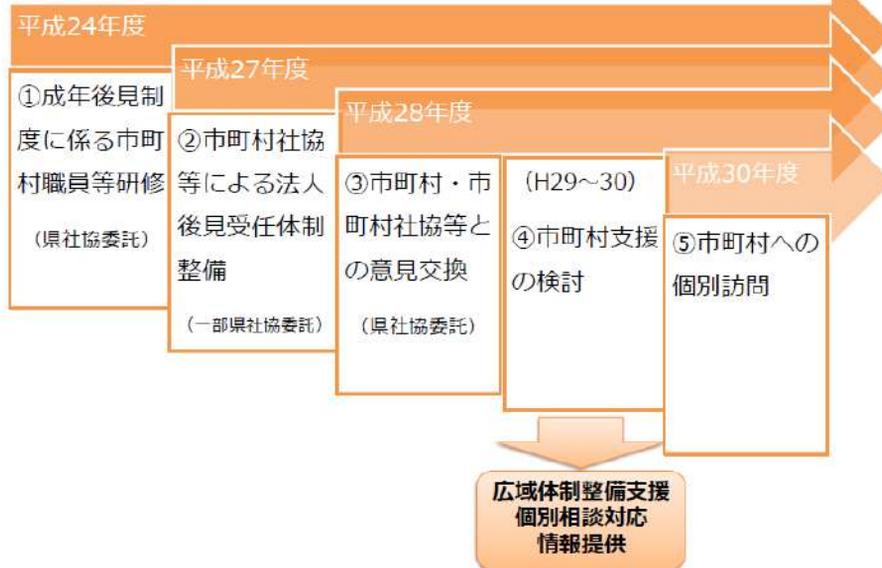
- 市町村の現状把握(特に地域ごとの状況)
- 国や県が実施した調査結果、他市町村の取組状況や事例等に関する情報提供
- 市町村ごとの実情(地域資源の状況)に応じた取組や体制整備に関する相談・助言
- 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施
- 管内市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり

### 【自治体基礎情報、成年後見制度利用促進に関連する管内市町村の体制整備状況(令和4年10月1日現在)】

人口	1,070,491人
管内市町村数	26市町村(9市14町3村)
65歳以上の高齢者数、高齢化率(令和4年4月1日現在)	352,992人(32.9%)
成年後見制度利用者数※	2,768人
中核機関整備状況	23市町村
市町村計画策定状況	19市町村
協議会整備状況	11市町村
市町村長申立てに関する要綱整備状況	21市町村
成年後見制度利用支援事業に関する要綱整備状況	26市町村

※「成年後見制度利用者数」は、後見、保佐、補助(、任意後見)利用者総数のうち、家庭裁判所からの情報提供を受けて、市町村が把握している人数。

## 1. 宮崎県におけるこれまでの取組(市町村支援)



「成年後見制度利用促進体制整備の取組～宮崎県の取組状況～」、令和3年4月28日、成年後見制度利用促進専門家会議第3回ワーキンググループ、資料1、p.7

- 市町村の現状把握(特に地域ごとの状況)
- 国や県が実施した調査結果、他市町村の取組状況や事例等に関する情報提供
- 市町村ごとの実情(地域資源の状況)に応じた取組や体制整備に関する相談・助言

- 外部公表を前提とした実態把握等及び結果の公表

- ✓平成29年度から、**市町村、家庭裁判所、専門職団体に対し外部公表を前提とした調査**を開始。
- ✓毎年度、県が主催している「成年後見制度普及検討連絡会議」の場で、こうした**調査結果について説明**。

**ポイント**

調査結果をもとに市町村に対する相談・助言を行う上での工夫

- 数字だけでなく、その内実にも着目
  - ✓実際には、中核機関を設置したけれど、取組はこれからというところもあるため、単純に数字に着目するのではなく、その内実を含めて把握する。
- 先進事例の紹介やつなぎ役となる
  - ✓県は**先進的に取り組む市町村や圏域の事例の紹介**を行ったり、取組の見学がしやすいよう**つなぎ役**となる。
  - ✓取組やすいところから取組んでみることを助言。



取組を進めたことによる効果



- 他市町村の状況や自分の自治体の現状を理解することになり、**自分たちで主体的に取り組む契機**となっている。

- 市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業に関する研修の実施
- 市町村間での情報共有・交流を進める機会づくり

- 「成年後見制度市町村職員基礎研修」「市町村職員フォローアップ研修」の実施

- ✓市町村や第一次相談窓口を担う職員、担い手の方を対象とした様々な研修を実施(本資料では上記2つの研修について記載)。

**ポイント**

研修の企画、運営にあたっての工夫

- 開催時期
  - ✓市町村職員は人事異動があるため、成年後見制度や虐待対応等に関する基礎的な理解を深めるために、**年度の早い時期に基礎研修を実施**。
  - ✓**6月頃に事例発表会**を実施。
- 受講対象者
  - ✓**市町村担当職員に加え、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会職員、中核機関職員も対象**。
  - ✓権利擁護支援を必要とする人を発見し、相談につなげ、後見人等就任後の支援に関わる職員を対象とすることで、**相互の役割等を理解するきっかけ**にもなっている。
- 全ての市町村に事例提供を依頼
  - ✓6月頃に実施する事例発表会では、**自分の自治体の課題の概要や対応の必要性、関係部署・機関の役割等に関する理解と認識を高めてもらうことを目的**に、全ての市町村に事例の提供を依頼。



研修の企画、運営に工夫を凝らしたことによる効果



- 生活を支える支援者、行政、専門職の役割や重要性に関する理解が進み、**要綱や計画を作成・整備する必要性の意識向上やスキルの向上**につながっている。